

第 1 8 7 回国会 経済産業委員会 第 8 号

(平成 2 6 年 1 1 月 1 2 日)

塩川委員の質問に答えた環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部長鎌形浩史政府参考人の

答弁内容

(抜粋)

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009818720141112008.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009818720141112008.htm)

○鎌形政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の鉄鋼スラグが廃棄物に該当するか否かという点でございますけれども、個別具体的な判断につきましては、産業廃棄物の適正処理に関する指導監督権限を有する、この場合ですと群馬県において適切に判断するということとなりますが、その判断の考え方について申し上げますれば、物の性状、排出の状況、通常取り扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思を総合的に勘案して判断するということとなります。

御指摘の土壤環境基準については、そのうち、物の性状の判断の要素ということになるということでございます。